

「北海道気候変動観測ネットワーク」会則

(名称)

第1条 本会は、北海道気候変動観測ネットワークと称する。

英文名称は、Hokkaido Survey network for Climate Change (HSCC) と称する。

(目的)

第2条 本会は、北海道内の大学や研究機関等の連携強化を図り、観測結果等の情報共有を促進することで、気候変動による影響の早期把握に貢献するとともに、本会で共有した情報を道民に包括的に提供することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- 1 道内における気候変動に関する観測データ等の収集・発信
- 2 気候変動に関する情報交換の促進
- 3 道民等の参加による身近な観測データとの連携の検討
- 4 会員の研究成果の発表や交流を図るためのフォーラム等の開催
- 5 その他本会の目的を達するために必要な事項

(事務局)

第4条 本会は、事務局を札幌市中央区北4条西4丁目1番 伊藤・加藤ビル4階 財団法人北海道環境財団に置く。

(会員)

第5条 会員は、北海道内で気候変動に関連する観測等を行っている大学、研究機関、行政機関、企業等とする。

- 2 会員になろうとする者は、別に定める参加申込書を提出するものとする。事務局は参加申込書等に基づき審査を行い、適当と認めた者を会員とする。
- 3 本会を退会しようとする者は、書面をもって、その旨を届け出なければならない。
- 4 本会は、会費を徴収しないものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

(役員を選出)

第7条 役員は総会において会員の互選により選出する。

(役員職務)

第8条 役員は次の職務を行う。

会長は、本会を代表し、会の運営にあたるものとする。

会長に事故があるときは、事務局がその職務を代行する。

(役員任期)

第9条 役員は任期を3年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第10条 総会は、年1回、会長が召集して開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。

なお、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。

また、総会の議長は、会長が務める。

(総会の議決、承認内容)

第11条 総会は、次の各号の事項を議決または承認する。

- 1 役員を選出
- 2 会則の改正
- 3 その他、本会の運営に関して重要な事項

(総会の成立要件及び決定)

第12条 総会の成立要件及び決議の方法は次の各号による。

- 1 総会は会員の過半数の出席によって成立する。
- 2 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の議決権)

第13条 総会の議決権は次のとおりとする。

- 1 総会の議決権は会員が各1票を有する。
- 2 総会に出席できない会員は、議決権を他の出席会員に委任することができる。
- 3 前項の委任は出席したものとみなす。

(附則)

この会則は平成23年2月23日から施行する。